



平成 24 年 11 月 14 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 森 敏弘

課 長 補 佐 伊勢 泰久

地方障害者雇用担当官 三宅 盛隆

電話番号 088-611-5387

報道関係者各位

平成 24 年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長 西井 裕樹）は、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 24 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定することとしています（民間企業の場合 は 1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・雇用障害者数は 1,106.5 人と過去最高を更新
- ・実雇用率は 1.68%
- ・法定雇用率達成企業の割合は 57.8%

＜公的機関＞（同 2.1%、県などの教育委員会は 2.0%）

- ・県 : 雇用障害者数 85.0 人、実雇用率 2.20%
- ・市 町 村 : 雇用障害者数 176.5 人、実雇用率 2.37%
- ・教育委員会 : 雇用障害者数 112.0 人、実雇用率 1.93%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は1,106.5人で、前年より2.5%（27.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は806.0人（対前年比0.2%増）、知的障害者は257.5人（同8.6%増）、精神障害者は43.0人（同11.7%増）であった。
- ・ 実雇用率は、1.68%（前年は1.67%）、法定雇用率達成企業の割合は57.8%（同55.8%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)(3)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で230.5人、100人～300人未満で420.5人、300人～500人未満で127.0人、500人～1,000人未満で50.5人、1,000人以上で278.0人であった。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.68%と比較すると、
→ 100人～300人未満（1.74%）、56人～100人未満（1.92%）については上回った。
→ 1,000人以上（1.62%）、500人～1,000人未満（1.22%）、300～500人未満規模企業（1.53%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が58.6%、100人～300人未満が59.6%、300～500人未満が50.0%、500～1,000人未満が16.7%、1,000人以上が57.1%であった。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃借料」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業」の8業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「農・林・漁業」（2.03%）、「建設業」（1.92%）、「製造業」（2.00%）、「金融業、保険業」（2.20%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.00%）、「教育、学習支援業」（1.89%）、「医療、福祉」（1.88%）の7業種は法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成24年の法定雇用率未達成企業は147社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、68.7%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、66.0%となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は85.0人、実雇用率は2.20%と、前年に比べ0.06ポイント上昇し、全機関が達成。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は176.5人、実雇用率は2.37%と、前年に比べ0.12ポイント低下した。36機関中30機関が達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は112.0人、実雇用率は1.93%と、前年に比べ、0.02ポイント上昇した。2機関中1機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	65,841.0 人	1,106.5 人	1.68 %	201 / 348	57.8 %
	(64,543.5 人)	(1,079.5 人)	(1.67 %)	(198 / 355)	(55.8 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,856.5 人	85.0 人	2.20 %	4 / 4	100.0 %
	(3,882.5 人)	(83.0 人)	(2.14 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
知事部局	2,995.0 人	64.0 人	2.14 %	1 / 1	100.0 %
	(3,022.0 人)	(65.0 人)	(2.15 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の 県機関	861.5 人	21.0 人	2.44 %	3 / 3	100.0 %
	(860.5 人)	(18.0 人)	(2.09 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	7,462.5 人	176.5 人	2.37 %	30 / 36	83.3 %
	(7,207.0 人)	(179.5 人)	(2.49 %)	(28 / 33)	(84.8 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

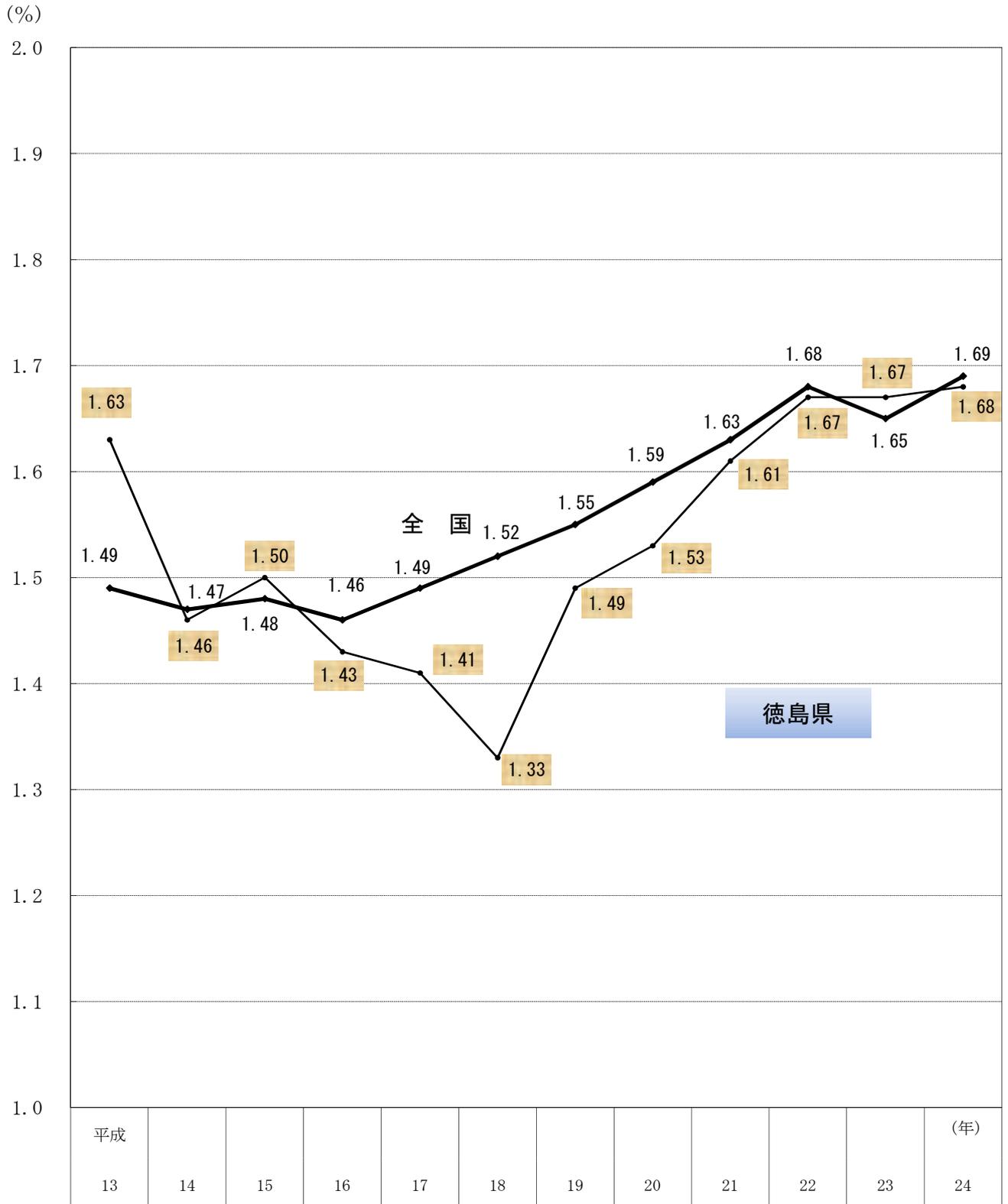
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,804.0 人	112.0 人	1.93 %	1 / 2	50.0 %
	(5,961.5 人)	(114.0 人)	(1.91 %)	(2 / 3)	(66.7 %)
徳島県 教育委員会	5,283.5 人	107.0 人	2.03 %	1 / 1	100.0 %
	(5,262.0 人)	(99.0 人)	(1.88 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
市町村 教育委員会	520.5 人	5.0 人	0.96 %	0 / 1	0.0 %
	(699.5 人)	(15.0 人)	(2.14 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている)。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

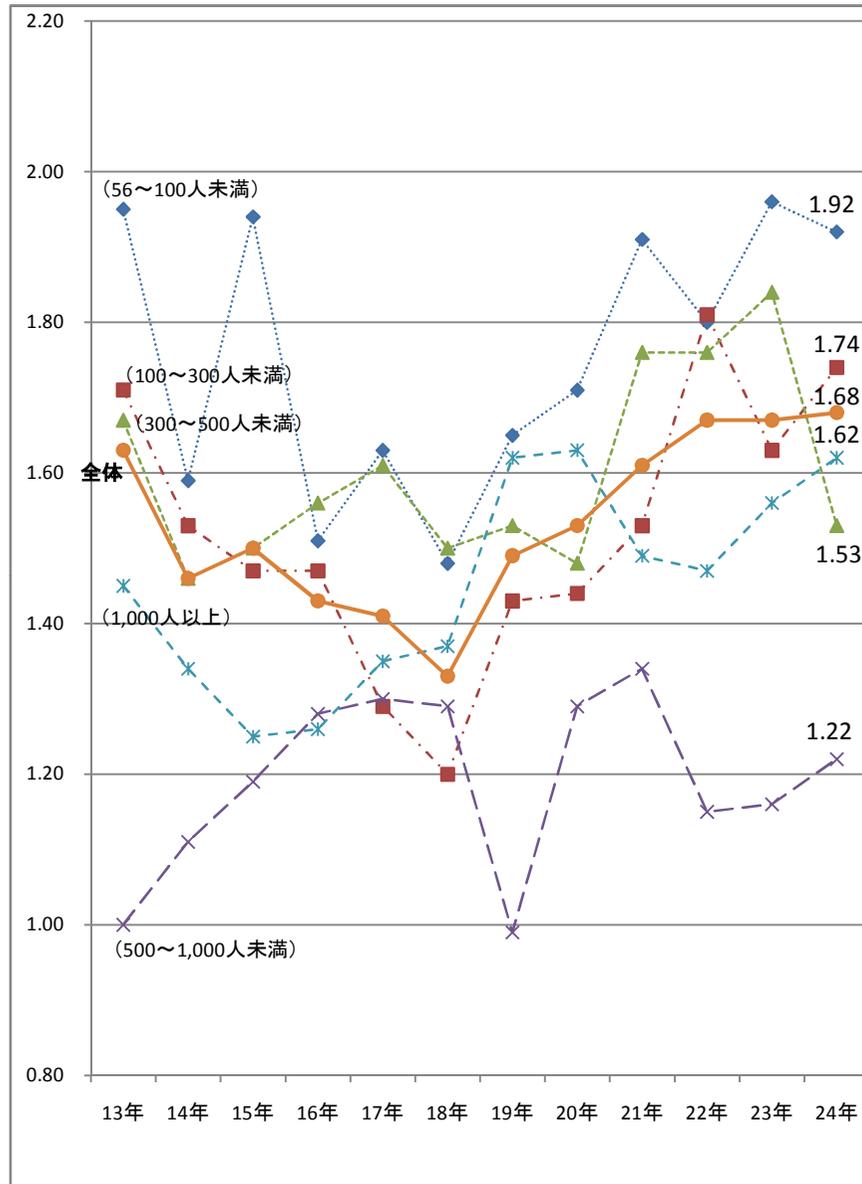
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率の推移

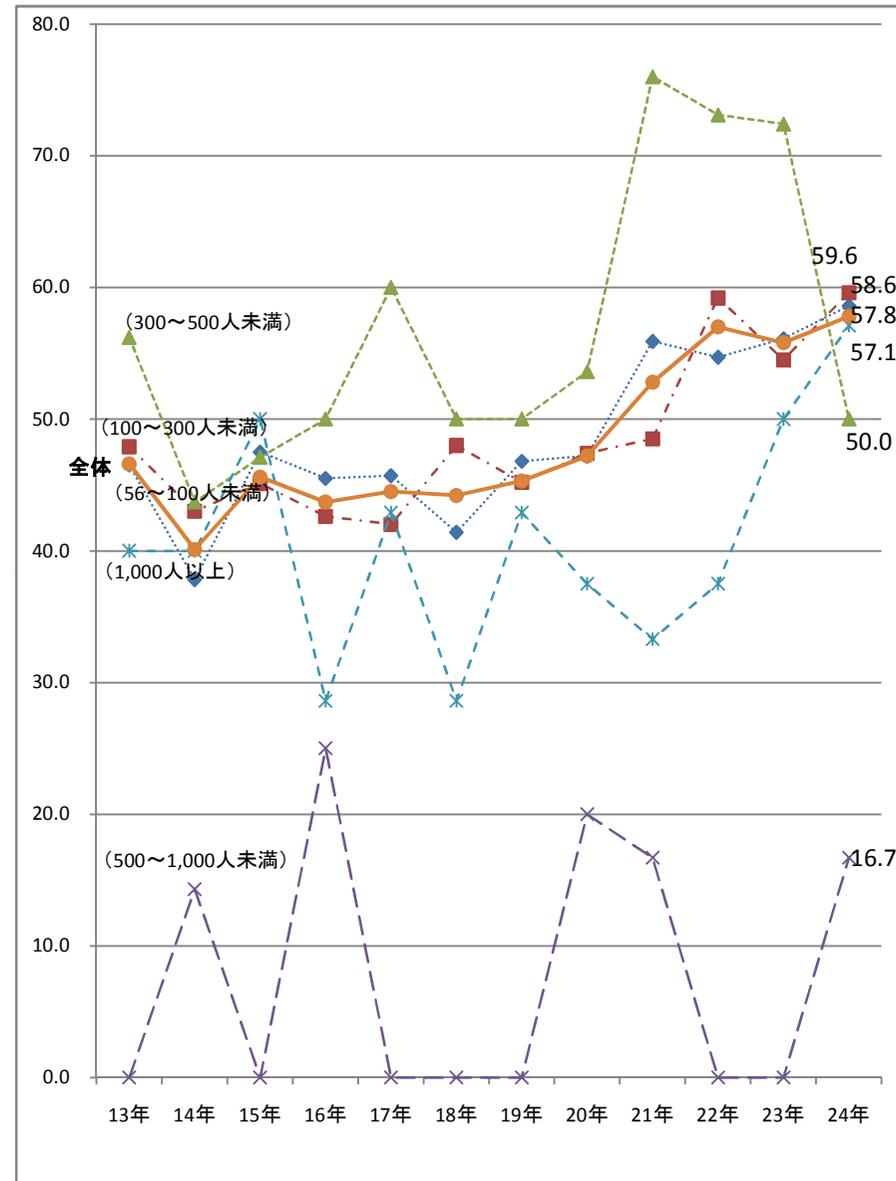
法定雇用率1.8%



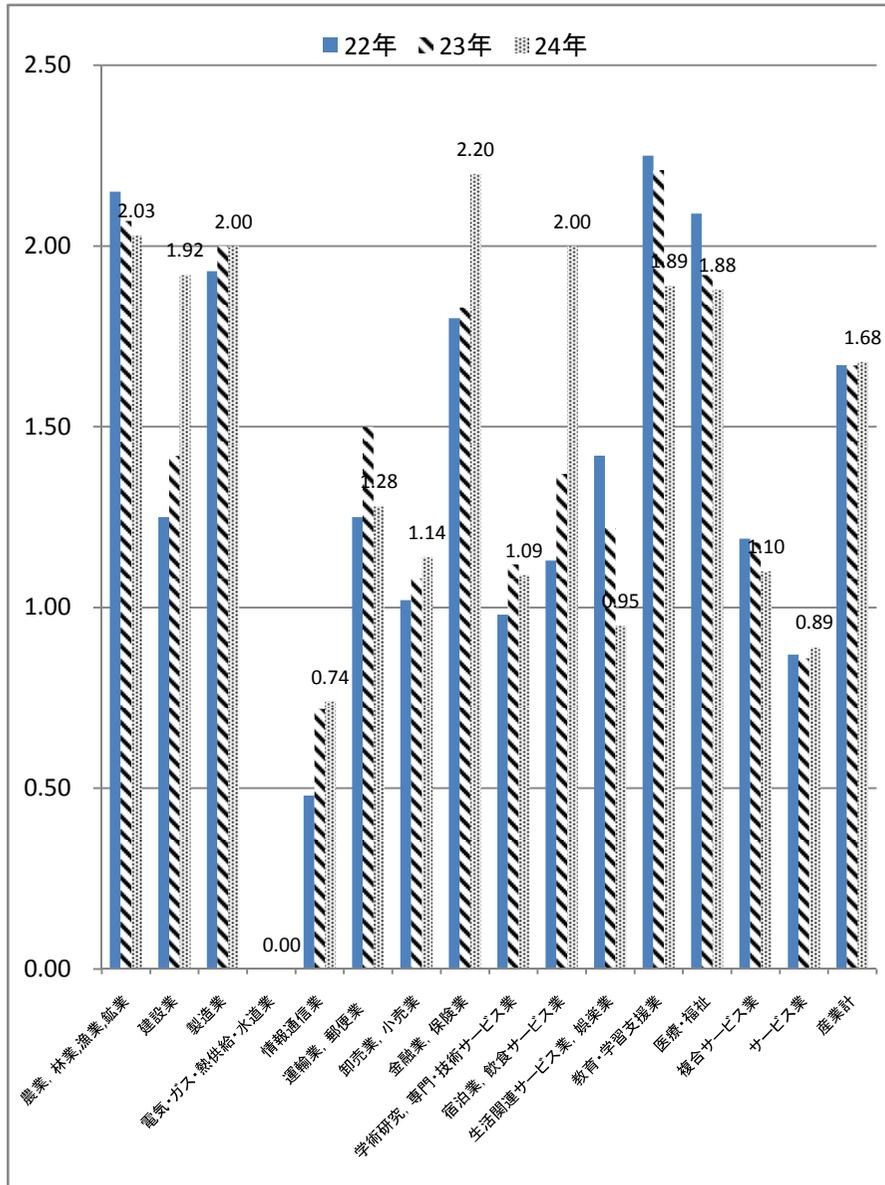
(2) 企業規模別実雇用率



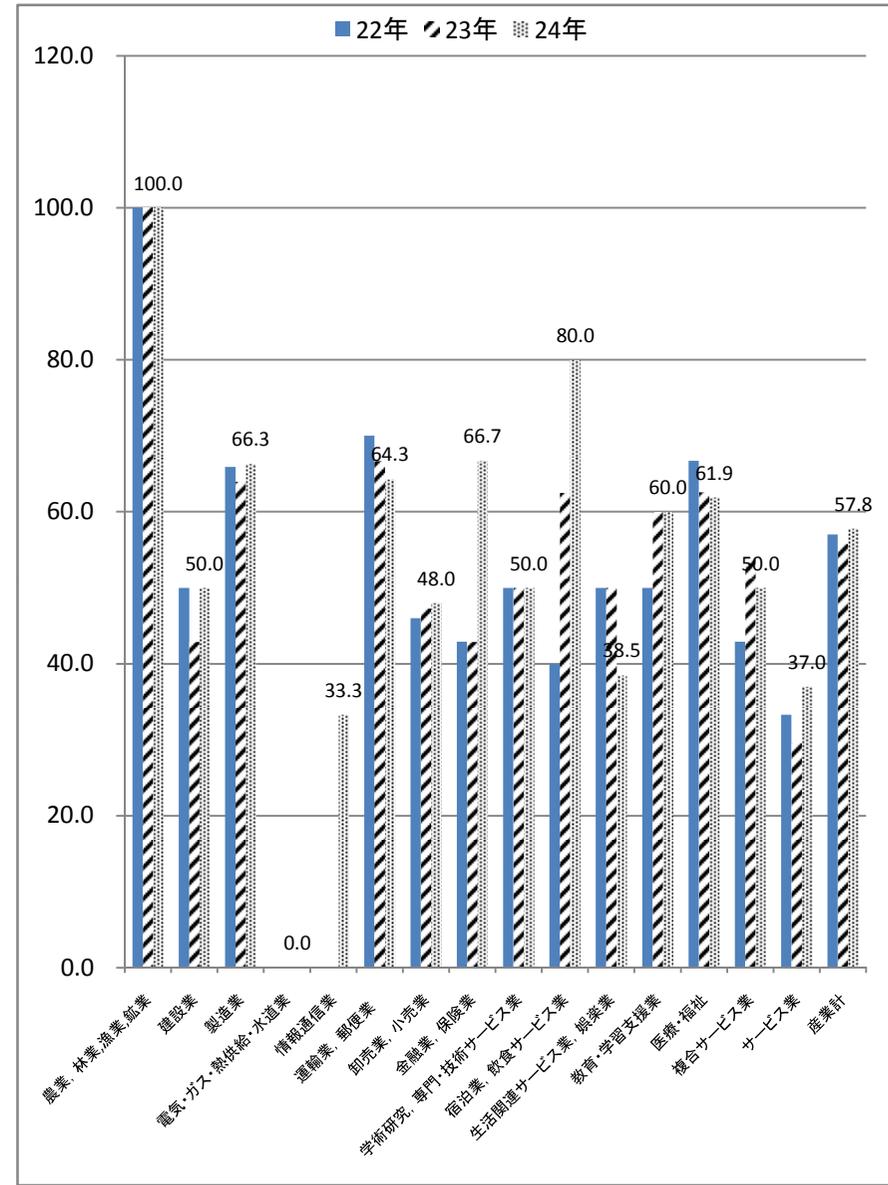
(3) 企業規模別達成企業割合



(4) 産業別実雇用率

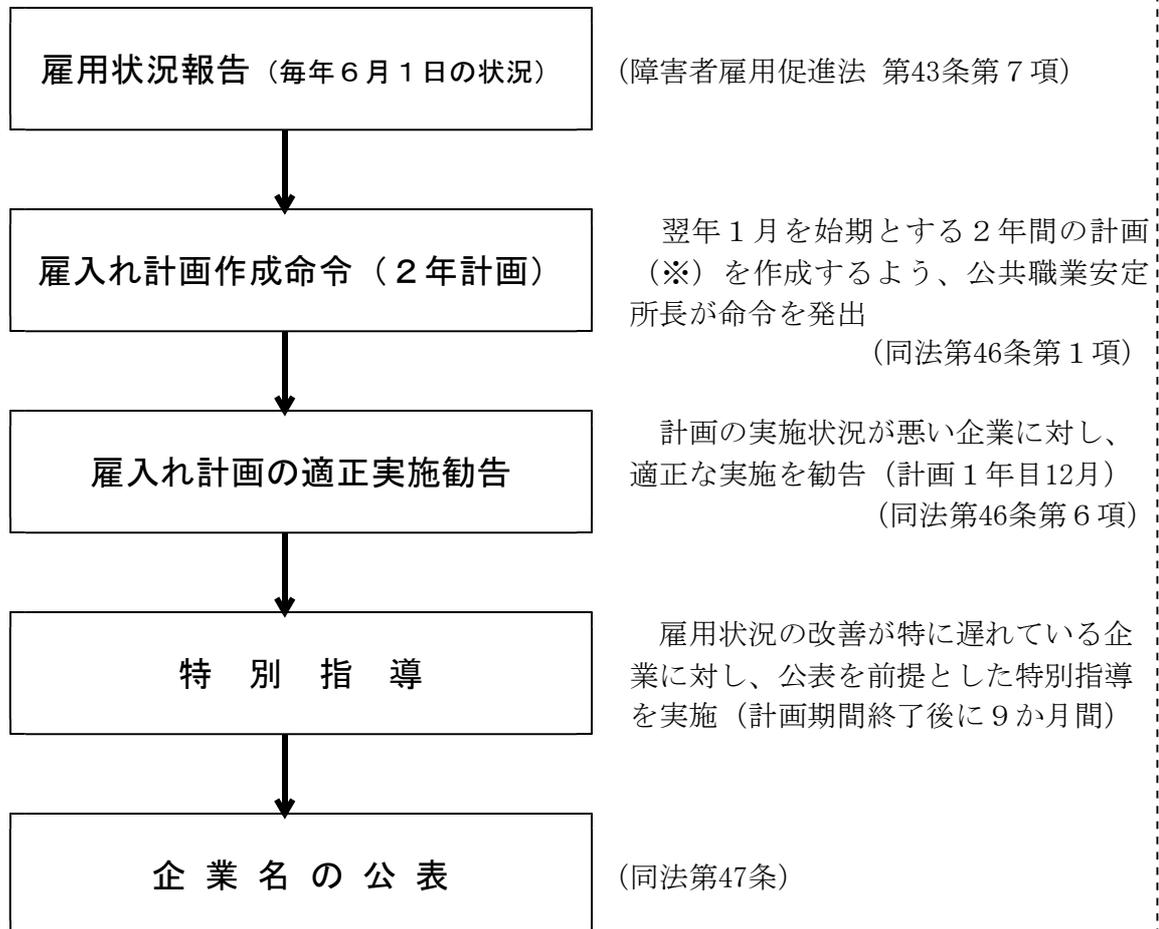


(5) 産業別達成企業割合



◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、徳島労働局、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に変更している。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	15
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	16
2	地方公共団体における在職状況	
(1)	県の機関（法定雇用率2.1%）	17
(2)	市町村の機関（法定雇用率2.1%）	18
(3)	県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）	19
3	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況（法定雇用率2.1%）	20
(2)	市町村の機関の状況（法定雇用率2.1%）	21
(3)	県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）	22

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者であ る短時間 労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び 精神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知 識的障害者 並びに精 神障害者 である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
徳島県	348 (355)	65,841.0 (64,543.5)	259 (268)	27 (18)	518 (488)	87.0 (75.0)	1,106.5 (1,079.5)	119.5 (118.5)	1.68 (1.67)	201 (198)	57.8 (55.8)
全 国	76,308 (75,313)	22,577,527.0 (22,260,915.5)	95,164 (92,325)	9,806 (8,656)	170,977 (164,200)	22,505 (17,386)	382,363.5 (356,199.0)	34,637.0 (31,644.5)	1.69 (1.65)	35,694 (34,102)	46.8 (45.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	c. 重度以外 の身体障 害者	d. 重度以外 の身体障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
徳島県	1,106.5 (1,079.5)	226 (230)	15 (10)	328 (325)	22 (18)	806.0 (804.0)	60.0 (67.0)	33 (38)	12 (8)	163 (138)	33 (30)	257.5 (237.0)	51.0 (36.0)	27 (25)	32.0 (27.0)	43.0 (38.5)	8.5 (15.5)
全 国	382,363.5 (366,199.0)	81,393 (79,374)	7,117 (6,406)	116,364 (115,318)	9,493 (7,912)	291,013.5 (284,428.0)	21,923.5 (20,333.0)	13,771 (12,951)	2,689 (2,250)	40,792 (37,844)	7,440 (5,502)	74,743.0 (68,747.0)	8,554.5 (8,099.0)	13,821 (11,038)	5,572.0 (3,972.0)	16,607.0 (13,024.0)	4,159.0 (3,190.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

(各表の数値の下段は平成23年6月1日の数値である。)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 348 (355)	人 65,841.0 (64,543.5)	人 259 (268)	人 27 (18)	人 518 (488)	人 87.0 (75.0)	人 1,106.5 (1,079.5)	人 119.5 (118.5)	% 1.68 (1.67)	企業 201 (198)	% 57.8 (55.8)
56～ 100人未満	企業 162 (148)	人 11,997.0 (10,728.0)	人 50 (47)	人 4 (2)	人 116 (106)	人 21.0 (16.0)	人 230.5 (210.0)	人 14.5 (15.5)	% 1.92 (1.96)	企業 95 (83)	% 58.6 (56.1)
100～ 300人未満	151 (165)	24,224.0 (24,445.0)	95 (96)	17 (10)	194 (177)	39.0 (39.0)	420.5 (398.5)	45.0 (40.5)	1.74 (1.63)	90 (90)	59.6 (54.5)
300～ 500人未満	22 (29)	8,288.5 (9,338.0)	25 (39)	4 (6)	69 (81)	8.0 (14.0)	127.0 (172.0)	16.5 (23.5)	1.53 (1.84)	11 (21)	50.0 (72.4)
500～ 1,000人未満	6 (5)	4,153.0 (3,285.5)	11 (12)	1 (0)	20 (13)	15.0 (2.0)	50.5 (38.0)	9.5 (3.0)	1.22 (1.16)	1 (0)	16.7 (0.0)
1,000以上	7 (8)	17,178.5 (16,747.0)	78 (74)	1 (0)	119 (111)	4.0 (4.0)	278.0 (261.0)	34.0 (36.0)	1.62 (1.56)	4 (4)	57.1 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	1,106.5 (1,079.5)	226 (230)	15 (10)	328 (325)	22 (18)	806.0 (804.0)	60.0 (67.0)	33 (38)	12 (8)	163 (138)	33 (30)	257.5 (237.0)	51.0 (36.0)	27 (25)	32 (27)	43.0 (38.5)	8.5 (15.5)
56～ 100人未満	230.5 (210.0)	47 (41)	0 (1)	72 (70)	2 (2)	167.0 (154.0)		3 (6)	4 (1)	41 (33)	9 (5)	55.5 (48.5)		3 (3)	10 (9)	8.0 (7.5)	
100～ 300人未満	420.5 (398.5)	76 (77)	11 (6)	115 (106)	14 (9)	285.0 (270.5)		19 (19)	6 (4)	67 (60)	10 (17)	116.0 (110.5)		12 (11)	15 (13)	19.5 (17.5)	
300～ 500人未満	127.0 (172.0)	18 (30)	2 (3)	49 (55)	0 (3)	87.0 (119.5)		7 (9)	2 (3)	18 (22)	7 (7)	37.5 (46.5)		2 (4)	1 (4)	2.5 (6.0)	
500～ 1,000人未満	50.5 (38.0)	11 (12)	1 (0)	15 (11)	5 (1)	40.5 (35.5)		0 (0)	0 (0)	4 (2)	6 (0)	7.0 (2.0)		1 (0)	4 (1)	3.0 (0.5)	
1,000以上	278.0 (261.0)	74 (70)	1 (0)	77 (83)	1 (3)	226.5 (224.5)		4 (4)	0 (0)	33 (21)	1 (1)	41.5 (29.5)		9 (7)	2 (0)	10.0 (7.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

(各表の数値の下欄は平成23年6月1日の数値である。)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	人					
産業計	企業 348	人 65,841.0	人 259	人 27	人 518	人 87.0	人 1,106.5	人 119.5	% 1.68	企業 201	% 57.8	
	(355)	(64,543.5)	(268)	(18)	(488)	(75.0)	(1,079.5)	(118.5)	(1.67)	(198)	(55.8)	
農、林、漁業	企業 3	人 246.5	人 1	人 2	人 1	人 0.0	人 5.0	人 0.0	% 2.03	企業 3	% 100.0	
	(3)	(241.0)	(1)	(0)	(3)	(0.0)	(5.0)	(0.0)	(2.07)	(3)	(100.0)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
建設業	6	417.5	2	0	4	0.0	8.0	0.0	1.92	3	50.0	
	(7)	(493.5)	(2)	(0)	(3)	(0.0)	(7.0)	(0.0)	(1.42)	(3)	(42.9)	
製造業	83	22,889.0	112	0	232	3.0	457.5	41.5	2.00	55	66.3	
	(89)	(22,856.5)	(118)	(0)	(219)	(4.0)	(457.0)	(41.0)	(2.00)	(57)	(64.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	78.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	-	0	0.0	
	(1)	(79.0)	(0)	(2)	(0)	(0.0)	(2.0)	(0.0)	(2.53)	(0)	(0.0)	
情報通信業	6	1,419.5	3	2	2	1.0	10.5	0.0	0.74	2	33.3	
	(5)	(1,177.0)	(3)	(0)	(2)	(1.0)	(8.5)	(2.5)	(0.72)	(0)	(0.0)	
運輸業、郵便業	14	1,641.0	5	0	11	0.0	21.0	3.0	1.28	9	64.3	
	(12)	(1,533.0)	(6)	(0)	(11)	(0.0)	(23.0)	(2.0)	(1.50)	(8)	(66.7)	
卸売業、小売業	50	6,776.0	15	3	37	14.0	77.0	13.5	1.14	24	48.0	
	(55)	(7,438.0)	(17)	(2)	(36)	(16.0)	(80.0)	(12.5)	(1.08)	(26)	(47.3)	
金融業、保険業	6	3,657.5	26	0	28	1.0	80.5	7.0	2.20	4	66.7	
	(7)	(3,747.0)	(20)	(0)	(28)	(1.0)	(68.5)	(2.0)	(1.83)	(3)	(42.9)	
不動産業、 物品賃貸業	1	111.5	1	0	0	0	2	0	1.79	1	100	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
学術研究、専門・技術 サービス業	6	552.0	1	1	3	0.0	6.0	1.0	1.09	3	50.0	
	(6)	(537.5)	(1)	(1)	(3)	(0.0)	(6.0)	(1.0)	(1.12)	(3)	(50.0)	
宿泊業、飲食サービス業	10	1,222.5	2	0	16	9.0	24.5	8.5	2.00	8	80.0	
	(8)	(949.5)	(1)	(0)	(10)	(2.0)	(13.0)	(2.5)	(1.37)	(5)	(62.5)	
生活関連サービス業、 娯楽業	13	2,210.5	4	0	10	6.0	21.0	4.5	0.95	5	38.5	
	(10)	(1,963.0)	(6)	(0)	(11)	(2.0)	(24.0)	(1.0)	(1.22)	(5)	(50.0)	
教育、学習支援業	5	900.5	6	0	5	0.0	17.0	0.0	1.89	3	60.0	
	(5)	(905.5)	(7)	(0)	(6)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(2.21)	(3)	(60.0)	
医療、福祉	105	16,025.0	67	17	128	46.0	302.0	30.0	1.88	65	61.9	
	(107)	(15,445.5)	(72)	(14)	(117)	(42.0)	(296.0)	(44.0)	(1.92)	(67)	(62.6)	
複合サービス事業	12	2,964.5	6	0	20	1.0	32.5	1.0	1.10	6	50.0	
	(13)	(2,956.0)	(8)	(0)	(17)	(4.0)	(35.0)	(1.5)	(1.18)	(7)	(53.8)	
サービス業	27	4,729.5	8	2	21	6.0	42.0	9.5	0.89	10	37.0	
	(27)	(4,221.5)	(6)	(1)	(22)	(3.0)	(36.5)	(8.5)	(0.86)	(8)	(29.6)	

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

(4)民間企業における雇用状況の推移

年	対 象 企業数	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の 割合(%)		法 定 雇用率		
			対前年増減		対前年増減		対前年増減			
昭和	55 年	153	540		1.83	0.11	60.8	△ 2.4	1.5% (67人)	注1 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。 ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者
	56	164	569	29	1.81	△ 0.02	61.0	0.2		
	57	185	611	42	1.83	0.02	60.0	△ 1.0		
	58	183	583	△ 28	1.79	△ 0.04	59.6	△ 0.4		
	59	196	578	△ 5	1.73	△ 0.06	59.7	0.1		
	60	200	580	2	1.72	△ 0.01	55.5	△ 4.2		
	61	195	589	9	1.75	0.03	54.9	△ 0.6		
	62	186	571	△ 18	1.71	△ 0.04	55.9	1.0		
平成	63 年	198	643	72	1.86	0.15	54.5	△ 1.4	1.6% (63人)	平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 精神障害者 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)
	元 年	206	677	34	1.88	0.02	51.9	△ 2.6		
	2	217	721	44	1.89	0.01	56.7	4.8		
	3	239	767	46	1.88	△ 0.01	51.5	△ 5.2		
	4	252	774	7	1.80	△ 0.08	49.6	△ 1.9		
	5	264	827	53	1.83	0.03	53.0	3.4		
	6	273	823	△ 4	1.77	△ 0.06	54.6	1.6		
	7	281	836	13	1.76	△ 0.01	54.4	△ 0.2		
	8	288	836	0	1.76	0.00	55.0	0.6		
	9	281	798	△ 38	1.66	△ 0.10	51.6	△ 3.4		
	10	288	818	20	1.75	0.09	52.8	1.2		
	11	306	805	△ 13	1.70	△ 0.05	48.0	△ 4.8		
	12	290	760	△ 45	1.61	△ 0.09	50.0	2.0		
	13	268	724	△ 36	1.63	0.02	46.6	△ 3.4		
	14	289	677	△ 47	1.46	△ 0.17	40.1	△ 6.5		
	15	281	682	5	1.50	0.04	45.6	5.5		
	16	304	702	20	1.43	△ 0.07	43.7	△ 1.9		
17	308	708	6	1.41	△ 0.02	44.5	0.8			
18	328	738	30	1.33	△ 0.08	44.2	△ 0.3			
19	333	839	101	1.49	0.16	45.3	1.1			
20	341	890.5	51.5	1.53	0.04	47.2	1.9			
21	343	936.5	46.0	1.61	0.08	52.8	5.6			
22	328	981.0	44.5	1.67	0.06	57.0	4.2			
23	355	1,079.5	98.5	1.67	0.00	55.8	△ 1.2			
24	348	1,106.5	27.0	1.68	0.01	57.8	2.0			

注1

「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び

知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外

身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働

者は0.5人カウント)

注2

()内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した
数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	147 (100.0%)	101 (68.7%)	28 (19.0%)	7 (4.8%)	3 (2.0%)	6 (4.1%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	— —	97 (66.0%)
56-100人未満	67 (100.0%)	67 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	66 (98.5%)
100-300人未満	61 (100.0%)	31 (50.8%)	26 (42.6%)	4 (6.6%)	— —	— —	— —	— —	— —	30 (49.2%)
300-500人未満	11 (100.0%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	3 (27.3%)	— —	— —	— —	1 (9.1%)
500-1,000人未満	5 (100.0%)	— —	1 (20.0%)	1 (20.0%)	— —	3 (60.0%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	— —	— —	— —	— —	1 (33.3%)	1 (33.3%)	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(各表の数値の下欄は平成23年6月1日の数値である。)

(1) 県の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定 基礎となる職員 数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身 体障害者 及び知的 障害者	B. 重度身 体障害者 及び知的 障害者 である短 時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体 障害者、 知的障 害者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害者 及び知 識的障 害者並 びに精 神障 害者 である短 時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規 雇用分
計	機関 4	人 3,856.5	人 11	人 1	人 62	人 0	人 85.0	人 0.0	% 2.20	機関 4	% 100.0
	(4)	(3,882.5)	(9)	(1)	(64)	(0)	(83.0)	(2.0)	(2.14)	(4)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
	a. 重度身 体障 害者	b. 重度身 体障 害者 である短 時間勤 務職員	c. 重度以 外の身 体障 害者	d. 重度以 外の身 体障 害者 である短 時間勤 務職 員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知 識的 障 害者	b. 重度知 識的 障 害者 である短 時間勤 務職員	c. 重度以 外の知 識的 障 害者	d. 重度以 外の知 識的 障 害者 である短 時間勤 務職 員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者 である短 時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	
計	人 85.0	人 11	人 1	人 61	人 0	人 84.0	人 0.0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 0.0	人 1	人 0.0	人 1.0	人 0.0
	(83.0)	(9)	(1)	(63)	(0.0)	(82.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	

注 1(1)②の表と同じ

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

（各表の数値の下欄は平成23年6月1日の数値である。）

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
36	7,462.5	44	1	82	10	176.5	4.5	2.37	30	83.3
(33)	(7,207.0)	(48)	(2)	(81)	(1)	(179.5)	(10.5)	(2.49)	(28)	(84.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
176.5	44	1	73	0	162.0	3.0	0	0	5	4	7.0	1.0	6	3.0	7.5	4.5
(179.5)	(48)	(1)	(70)	(0)	(167.0)	(9.0)	(0)	(1)	(5)	(0)	(6.0)	(1.0)	(6)	(1.0)	(6.5)	(0.5)

注 ①(1)②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

（各表の数値の下欄は、平成23年6月1日時点の数値である。）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 2	人 5,804.0	人 34	人 3	人 35	人 12	人 112.0	人 15.5	% 1.93	機関 1	% 50.0
	(3)	(5,961.5)	(39)	(0)	(36)	(0)	(114.0)	(12.0)	(1.91)	(2)	(66.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 112.0	人 34	人 3	人 33	人 2	人 105.0	人 9.5	人 0	人 0	人 1	人 8	人 5.0	人 5.0	人 1	人 2.0	人 2.0	人 1.0
	(114.0)	(39)	(0)	(33)	(0)	(111.0)	(10.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(1.0)	(2)	(0.0)	(2.0)	(1.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況

県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,995.0	64.0	2.14	0.0	
徳島県	2,995.0	64.0	2.14	0.0	

その他の県の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	861.5	21.0	2.44	0.0	
徳島県企業局	117.5	2.0	1.70	0.0	
徳島県病院局	381.0	10.0	2.62	0.0	
徳島県警察本部	363.0	9.0	2.48	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的職員については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	7,462.5	176.5	2.37	8.0	
徳島市	1,611.5	34.0	2.11	0.0	
水道局	168.0	6.0	3.57	0.0	
交通局	56.0	1.0	1.79	0.0	
病院局	143.0	3.0	2.10	0.0	
鳴門市	369.5	8.0	2.17	0.0	
企業局	60.0	1.0	1.67	0.0	
小松島市	269.0	6.0	2.23	0.0	
阿南市	597.0	15.0	2.51	0.0	
吉野川市	347.5	5.0	1.44	2.0	注5
阿波市	339.0	12.0	3.54	0.0	注6
美馬市	294.0	8.0	2.72	0.0	注4
三好市	451.0	9.0	2.00	0.0	
勝浦町	91.0	0.0	0.00	1.0	
上勝町	72.0	1.0	1.39	0.0	
石井町	152.0	1.0	0.66	2.0	
神山町	91.0	2.0	2.20	0.0	
那賀町	225.0	3.0	1.33	1.0	
牟岐町	69.0	2.0	2.90	0.0	
美波町	134.0	4.0	2.99	0.0	
海陽町	114.0	7.0	6.14	0.0	
松茂町	131.0	3.0	2.29	0.0	
北島町	152.0	3.5	2.30	0.0	
藍住町	155.0	9.0	5.81	0.0	
板野町	107.0	4.0	3.74	0.0	
上板町	89.0	1.0	1.12	0.0	
つるぎ町	339.0	7.0	2.06	0.0	
東みよし町	142.0	5.0	3.52	0.0	
鳴門市教委	124.5	2.0	1.61	0.0	
小松島市教委	54.0	1.0	1.85	0.0	
阿南市教委	151.0	5.0	3.31	0.0	
吉野川市教委	57.0	2.0	3.51	0.0	
阿波市教委	53.0	0.0	0.00	1.0	注6
美馬市教委	72.0	0.0	0.00	1.0	注4
三好市教委	70.0	2.0	2.86	0.0	
北島町教委	58.5	1.0	1.71	0.0	
藍住町教委	54.0	3.0	5.56	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 美馬市及び美馬市教育委員会においては、7月5日に特例認定を行った。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が密である等の機関(B)の申請に基づき、徳島労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。これにより、美馬市及び美馬市教育委員会は、合算して計算され、障害者数は8人、実雇用率は2.19%、不足数は0.0人となっている。
- 5 吉野川市においては、11月9日現在、障害者の数7人、実雇用率2.01%、不足数0.0人となっている。
- 6 阿波市及び阿波市教育委員会においては、11月13日に特例認定を行った、これにより、阿波市及び阿波市教育委員会は合算して計算され、障害者数は12名となり、実雇用率は1.83%、不足数は0.0人となっている。

(3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,283.5	107.0	2.03	0.0	
徳島県教育委員会	5,283.5	107.0	2.03	0.0	

市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	520.5	5.0	0.96	5.0	
徳島市教育委員会	520.5	5.0	0.96	5.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。